給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

愛媛県四国中央市上分町510番地７
再生債務者　髙橋伸一呂
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月５日から平成25年４月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再ロ）第３号

大阪府四條畷市中野新町13番18―207号
再生債務者　吉田　秀雄
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月１日から平成25年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

岩手県遠野市松崎町白岩字地森67番地４
再生債務者　山崎　富雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日　盛岡地方裁判所遠野支部

平成２４年（再ロ）第８号

山形市大字漆山195番地19
再生債務者　卯野　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月１日　山形地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第４号

熊本県合志市豊岡2527番地278
再生債務者　西　洸哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月28日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第９号

山形市桜田南４番19号　エントピア・Ｓ203号
再生債務者　今井　政勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月１日　山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１３年（再ロ）第１００１０号

茨城県笠間市平町1646番地10　パスティナーカＫ―Ⅱ202
再生債務者　田中　英夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成14年４月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年２月28日　水戸地方裁判所

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成25年２月21日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。
平成25年３月11日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
日本マタイ企業年金基金
清算人　西山　博文

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成25年２月21日をもって清算結了の承認を受けたので、企業年金基金令第59条により公告します。
１．清算人氏名　西山　博文
２．住所　埼玉県さいたま市南区辻３―２―３―703
平成25年３月11日
日本マタイ企業年金基金

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月十一日
岐阜県美濃加茂市山手町１丁目１０八番地
合資会社佐藤洋服店
代表社員　佐藤　弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしました。
組織変更後の商号は、株式会社ハナガワとします。
効力発生日は平成二十五年五月１日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十五年三月１日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月十一日
愛知県半田市白山町四丁目１０二番地の一
合資会社ハナガワ
代表社員　蜷川　紘子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。
また、減少する一千万円のうち八百七十三万三千円は資本準備金といたします。
効力発生日は平成二十五年四月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十五年三月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　室蘭市において発行する室蘭民報
掲載の日付　平成二十五年二月二十八日
掲載頁　四頁
平成二十五年三月十一日
札幌市中央区南一〇条西一四丁目一番一一五号
株式会社フラット札幌
代表取締役　上原子哲之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年三月十一日
東京都港区東新橋二丁目１〇番１〇号
有限会社ベイアトランダ
取締役　満石　宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。なお、その全額を資本準備金に組み入れることとし、資本準備金は二百万円となります。
効力発生日は平成二十五年四月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十五年二月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年三月十一日
名古屋市中区栄二丁目１五番１六号
株式会社エイチワイエス
代表取締役　林　育生

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二千百二十三株を六百三十六万九千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月十一日
東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
代表取締役　山岸　英樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年三月十一日
札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地
株式会社セイコーマート
代表取締役　丸谷　智保